

福岡国税局公売 (期間入札)

公売の日時及び場所等

1 公売公告	第12号
2 入札期間	令和4年6月13日(月) 9:00から 令和4年6月24日(金) 17:00まで (期間内必着)
3 入札書提出先	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎 福岡国税局 徴収部 特別整理第一部門
4 公売保証金の提供期間	令和4年6月13日(月) 9:00から 令和4年6月24日(金) 17:00まで (期間満了までに入金の確認ができない入札は無効です。)
5 陳述書の提出期間	令和4年6月13日(月) 9:00から 令和4年6月24日(金) 17:00まで (期間満了までに出ない入札は無効です。)
6 開札日時	令和4年6月28日(火) 10:00
7 開札の場所	福岡国税局
8 売却決定の日時	令和4年7月19日(月) 9:00
9 売却決定の場所	福岡国税局
10 代金納付期限	令和4年7月19日(月) 14:00

追加入札の日程

1 入札期間	令和4年7月5日(火) 9:00から 令和4年7月7日(木) 17:00まで (期間内必着)
2 開札日時	令和4年7月12日(火) 10:00
3 売却決定の日時	令和4年8月2日(火) 9:00
4 代金納付期限	令和4年8月2日(火) 14:00

【令和3年度】

公売参加の手引

(期間入札の手引)

福岡国税局

特別整理第一部門 公売担当

TEL 092-411-0031

内線 4925

目 次

I	期間入札の方法による公売の概要	1
II	公売公告から入札までの手続	
1	公売財産の物件情報等	1
2	入札期間	1
3	入札までの手続	1
4	公売参加者及び買受人の制限	4
III	開札日から権利移転までの手続	
1	開札日及び開札の方法	5
2	最高価申込者の決定及び公告等	5
3	追加入札	5
4	次順位買受申込者の決定	5
5	公売保証金の返還の方法	5
6	売却決定	6
7	買受代金の納付	6
8	権利移転の時期	6
9	危険負担移転の時期	6
10	権利移転に伴う費用	7
11	権利移転の登記嘱託	7
IV	その他	
1	最高価申込者の決定の取消し、売却決定の取消し	8
2	買受申込み等の取消し	8
3	公売保証金の国庫帰属（没収）	8
4	罰則	8
	銀行振込みによる公売保証金の提供についての注意事項	9

I 期間入札の方法による公売の概要

この制度は、公売に当たり、国税局において入札期間を定め、その期間内に郵送による方法又は担当者に直接提出する方法により入札を受け付け、開札期日に開札を行って最高価申込者を決定の上、売却するというものです。

II 公売公告から入札までの手続

1 公売財産の物件情報等

公売財産の物件情報等は公売公告により開示されます。

同情報等は福岡合同庁舎（福岡国税局の所在地）の掲示板に掲示していません公売公告に掲載しています。

また、同じ内容を国税庁ホームページでもご覧いただけます。

（売却区分番号、入札期間、公売保証金の有無及び納付方法、地図、公図、物件の写真、賃貸借の状況等重要な情報です。）

2 入札期間

入札期間は、公売公告に記載されている期間となります。

入札期間内に入札書を福岡国税局公売担当に直接提出または郵送してください。

入札期間を経過した後（国税局の受理日が基準、郵送日ではありません。）に提出された入札書は無効となりますので、郵送される場合は、到達までの所要の日数を見込んだ上で郵送してください。

なお、郵送の場合は「書留」又は「簡易書留」等の配送記録が残る方法でお願いします。

3 入札手続

(1) 入札する前に公売財産の現況等を確認し、登記登録制度のあるものについては、関係公簿等を閲覧されることをお勧めいたします。

その他、国税庁ホームページに掲載されています公売財産の物件情報（財産情報の他、注意事項も記載されております。）をよくお読みになられてください。

(2) 入札に当たっては、次の書類の提出が必要となります。

(共通)

- ・ 入札書

※入札書は、入札書提出用封筒 1 通に 1 枚入れて提出してください。
開札日にその封筒を開封します。

※なお、入札書提出用封筒の上の部分は入札者の方へ返送する「入札書提出用封筒受領証」となっておりますので、封筒にのり付けされないようくれぐれもご注意願います。

※共同で入札する場合は、共同入札用の入札書をご使用ください。

(共同で入札される場合)

- ・ 共同入札代表者の届出書

(代理人に入札を委任する場合)

- ・ 委任状

※共同入札の場合は、共同者全員の委任状が必要です。
共同入札代表者に対する委任状は不要です。

(公売財産が不動産の場合)

- ・ 暴力団員等に該当しない旨の陳述書

(公売保証金の納付を要する場合)

- ・ 公売保証金振込通知書兼払渡請求書

- ・ 公売保証金の充当申出書 (落札後、差額のみを納付する場合)

(指定許認可等を受けている事業者の場合)

- ・ 宅地建物取引業法第 3 条第 1 項の免許を受けて事業を行っている者 [都道府県または国土交通省 (各整備局) が発行する免許証等の写し]

- ・ 債権管理回収業に関する特別措置法第 3 条の許可を受けている事業を行っている者 [法務省が発行する許可証等の写し]

(農地の場合)

- ・ 買受適格証明書

※買受適格証明書の要否は公売財産の物件情報等に記載しています。

(3) 公売保証金の納付が必要な場合は、公売公告に記載された期限までに以下のとおり納付等してください。

① 国税局が指定した金融機関の口座に振り込む方法、又は担当者に現金で直接交付する方法により納付してください。

なお、国税局が指定した金融機関の口座に振り込む場合は、売却区分番号ごとに振り込まなければなりません。

② 公売保証金を口座に振り込まれた場合は、公売保証金振込通知書兼払渡請求書をご提出ください。

同用紙の太枠で囲まれた部分の記載を行うとともに、金融機関から交付された振込金受取書等の原本を下部所定の位置に貼り付けたうえ、ご提出ください。

③ 公売保証金の買受代金への充当を希望される方は、公売保証金振込通知書兼払渡請求書とともに、公売保証金の充当申出書を提出(郵送)してください。

※ 公売保証金の振込み確認後、領収証書を送付します。

(4) 入札書の記載については、次のことにご注意願います。

文字が明瞭ではない入札書や、金額の訂正・抹消をしている入札書は無効となります。

したがって、

- ・ 字体を鮮明に記載し、訂正・抹消はしないでください。
数字のみならず、住所や氏名等の訂正・抹消も不可です。
- ・ 書き損じた場合は、新たな入札書を使用してください。
記載する前に、予備を準備するほうがよいかもしれません。
- ・ 金額の頭部に「¥」を記載してください。
- ・ 金額の桁間違いがないか等再チェックしてください。

なお、売却区分番号ごとに入札書1枚を使用してください。1枚の入札書で複数の売却区分の入札はしないでください。無効となります。

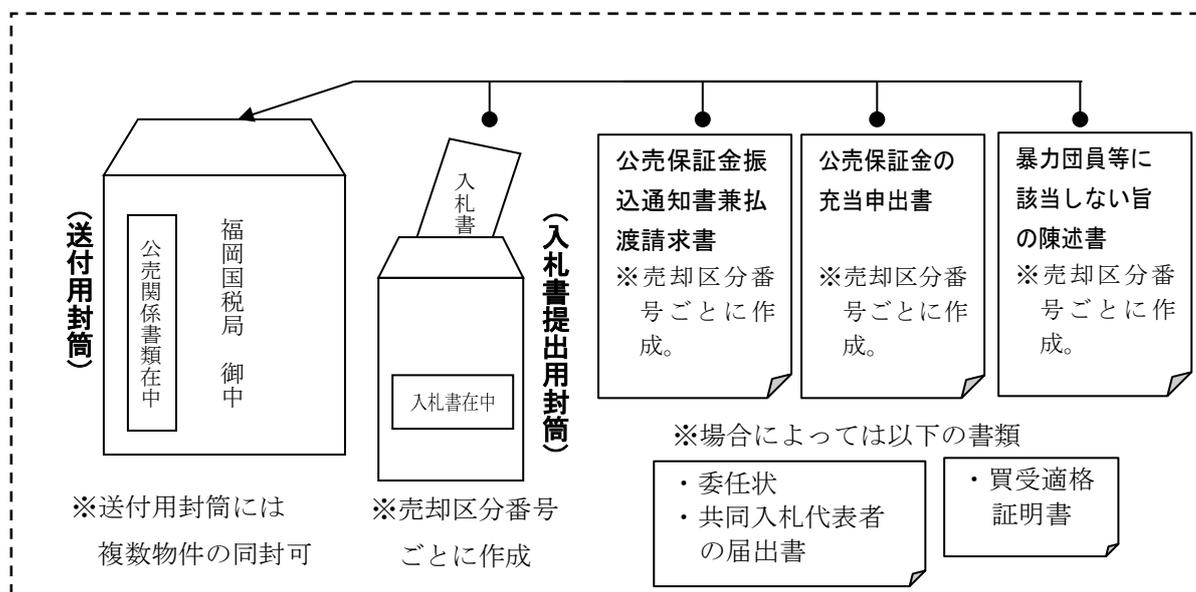
(5) 入札書の記載に間違いがないか確認したら、入札書を入札書提出用封筒に封入してください。

入札書提出用封筒には、お手数ですが売却区分番号及び開札日時を記載してください。

なお、入札書1枚につき入札書提出用封筒1通を使用してください。決して入札書提出用封筒に複数の入札書を入れないでください。

(6) 入札書提出用封筒等必要書類を送付用封筒に封入してください。

また、複数物件を入札する場合、関係書類は送付用封筒1通にまとめて封入されてかまいませんが、売却区分番号ごとに関係書類をクリップ等で止め、区別できるようにしていただくと助かります。



(7) 関係書類を封入した送付用封筒を入札期限内に郵送又は窓口提出願います。

入札書提出用封筒を受理した場合は、入札書提出用封筒の上部分「入札書提出用封筒受領証」を郵送（交付）します。

4 公売参加者及び買受人の制限

次に該当する者は、公売財産を買い受けることはできません。

- (1) 滞納者本人等、国税徴収法第92条（買受人の制限）の規定に該当する者
- (2) 換価処分の実行の妨害等の行為をした者等、国税徴収法第108条（公売実施の適正化のための措置）の規定に該当する者
- (3) 公売財産が不動産の場合、公売財産の入札時に「陳述書（別紙含む）」の提出がない者及び暴力団員等に該当する者（暴力団員に該当する者又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者。）
- (4) 公売財産の買受人について、一定の資格その他の要件を必要とする場合に、これらの資格等を有しない者

Ⅲ 開札日から権利移転までの手続

1 開札日及び開札の方法

開札は、公売広告に記載された日時、開札場所において入札者の面前で行いますので、入札された方にはなるべく立会いをお願いします。

もし、入札者又はその代理人が開札の場所にいないときは、公売事務を担当していない職員が立ち会って開札します。

立会いに来られなかった場合には、以下4に記載する次順位買受申込みが出来なくなりますのでご注意ください。

2 最高価申込者の決定及び公告等

最高価申込者の決定は、開札日時において、公売財産の売却区分ごとに、入札価額が見積価額以上、かつ、最高価額の入札者に対して行います。

最高価申込者の決定につきましては、最高価申込者の決定内容等（氏名、住所は除く、金額等）について公告します。また、最高価申込者の方及び権利者の方に「不動産等の最高価申込者の決定通知書」を送付します。

3 追加入札

開札の結果、最高価申込者となるべき者が2名以上いる場合は、その入札者の間で追加入札を行い、追加入札の価額がなお同額のときは、くじにより最高価申込者を決定します。

なお、追加入札は、公売広告に記載された期間で実施します。

追加入札については、次の事項に注意してください。

- (1) 追加入札の価額は、当初の入札価額以上としなければなりません。
- (2) 追加入札すべき者が入札をしなかった場合、または、追加入札の価額が当初の入札価額に満たない場合は、その事実のあった後2年間は公売の場所に入ることを制限し、入札させないことがあります。

4 次順位買受申込者の決定

最高価申込者の入札価額に次ぐ高い価額（見積価額以上の価額、かつ、最高価申込者の入札価額との差が公売保証金の額以内）の入札者に対する次順位買受申込者の決定は、最高価申込者の決定後、直ちに開札場所において行います。

5 公売保証金の返還

最高価申込者とならなかった入札者が納付した公売保証金は、「公売保証

金振込通知書兼払渡請求書」に記載された金融機関の口座に振り込む方法により返還します。

ただし、次順位買受申込者が納付した公売保証金は、最高価申込者が買受代金を納付した後に返還します。

6 売却決定

売却決定は、公売公告に記載した日時に最高価申込者に対して行います。なお、売却決定に立ち会う必要はございません。

また、次順位買受申込者に対する売却決定は、国税徴収法第113条第2項各号に掲げる日に行います。

また、買受人の方には「売却決定通知書」を送付します。

7 買受代金の納付

買受人は、売却決定を受けた後、公売公告に記載した納付期限までに、買受代金の全額（「公売保証金の充当申出書」を提出している場合は、買受代金と公売保証金の差額）を国税局が指定した金融機関の口座に振り込むことにより納付してください。（事前に文書でご案内申し上げます。）

通常、納付期限は売却決定日と同一日となっていることが多いので、前もって期限はよくご確認いただくようお願いします。

なお、国税局の担当窓口において現金により納付することもできます。

窓口納付を希望される場合は準備がございますので、事前にご連絡ください。

8 権利移転の時期

公売財産の権利移転の時期は、売却決定後、買受人が買受代金の全額を納付したときです。

ただし、次に掲げる公売財産については、それぞれの要件を満たさなければ権利移転の効力は生じません。

- (1) 農地等については、都道府県知事又は農業委員会の許可若しくは届出の受理
- (2) その他法令の規定により許可又は登録を要するものは、関係機関の認可又は登録

9 危険負担移転の時期

公売財産の権利移転に伴う危険負担移転の時期は、売却決定後、買受代金が全額納付されたときです。

したがって、買受代金納付後に生じた公売財産のき損、盗難、焼失などによる損害の負担は、買受人が負うこととなります。

また、農地等の危険負担移転の時期は、都道府県知事又は農業委員会の許可若しくは届出の受理があった時となります。

なお、公売財産が不動産である場合は、国は引渡しの義務を負いませんので注意してください。

※1 例えば、居住者がいる公売財産（建物）の明渡しを求める場合は、買受人が行うこととなります。

※2 土地の境界について、確認の必要があれば、買受人が行うこととなります。

1 0 権利移転に伴う費用

公売財産の権利移転手続に必要な登録免許税、郵便切手等は買受人の負担となります。

1 1 権利移転の登記嘱託

権利移転の登記又は登録は、買受人の請求により国税局長が関係機関に対し、その登記又は登録の嘱託を行います。

買受人は、買受代金の全額を納付した後に、速やかに権利移転の登記又は登録の請求をしてください。（事前に文書でご案内申し上げます。）

なお、所有権の移転登記だけでなく、抵当権等の抹消登記も行いますが、権利によっては抹消できないものもあります。このような権利につきましては、公売財産の物件情報に記載していますが、直接、公売担当までお問い合わせいただいても結構です。

所有権移転の請求に当たっては、次の書類の提出が必要となります。

- (1) 公売財産所有権移転登記等請求書
- (2) 固定資産税評価証明書
- (3) 個人の場合：マイナンバーの記入のない住民票の写し（入札者のみ）
法人の場合：登記事項証明書又は資格証明書
- (4) 登録免許税の領収証書（税額3万円以下の場合は、収入印紙可。）
- (5) 登記識別情報の通知に関する確認書

なお、公売財産が農地の場合は、農業委員会等が発行する許可書又は受理通知書の呈示が必要となります。

IV その他

1 最高価申込者の決定の取消し、売却決定の取消し

次に該当する場合には、最高価申込者の決定、又は、売却決定が取り消されます。

(1) 最高価申込者の決定後、売却決定までの間に、公売財産に係る国税の完納の事実が確認されたとき。

この場合、たとえ最高価申込者が買受代金に当たる金額を売却決定前に全額納付していたとしても、最高価申込者の決定は取り消されます。

(2) 売却決定後、公売財産に係る国税の完納の事実が買受人の買受代金の納付前に証明されたとき。

(3) 買受人が買受代金の全額をその期限までに納付しないとき。

(4) 国税徴収法第108条第2項（公売の適正化のための措置）の規定が適用された場合

(5) 国税徴収法第108条第5項（暴力団員等に該当する者）の規定が適用された場合

2 買受申込み等の取消し

買受申込者に対し売却決定が行われた後等であっても、法律の規定に基づき滞納処分の続行の停止がされる場合があります。

この場合においては、最高価申込者及び次順位買受申込者は、買受申込み等の取消しを行うことができます。

それ以外の場合、買受申込みを取消しすることは出来ません。

3 公売保証金の国庫帰属（没収）

買受人が、買受代金をその納付期限までに納付しないことにより、売却決定が取り消された場合には、その者の納付した公売保証金は、その公売に係る国税に充て、なお残余があるときは、これを滞納者に交付します。

また、国税徴収法第108条第2項の処分を受けた者の納付した公売保証金は国庫に帰属します。

4 罰則

国税徴収法第189条の規定により、虚偽の陳述をした場合には、6月以上の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます。